

第19回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長 : ただ今から、第19回玉村町農業委員会の農振部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

事務局長 : ありがとうございました。それでは、農振部会長に進行をお願いいたします。

部会長 : それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
早速ですが議題に入りたいと思います。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

＜番号1について説明＞

事務局 : 次に議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

＜番号1について説明＞

部会長 : 現地確認に行く前に何か質問はありますか。
それでは、現地確認をお願いいたします。

＜現地確認に出発＞

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。

それでは、議案第1号 番号1についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、
部会としては、許可相当といたします。

次に、議案第2号 番号1についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、

部会としては、許可相当といたします。

部会長 ：ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

玉村町農業委員会 議事録 （本会議）

事務局：ただ今から、第 19 回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：夏の暑さと水害で野菜が高騰している。葉物系が特に高く、ブロッコリーも昨年比 5 倍程度（出荷額）の価格で推移している。今期の米は 40 万トン不足見込みであり、8・9 月にはまた米が不足するかもしれない。

事務局：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長：本日の出席委員は 11 名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第 14 条第 1 項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 12 番 深町 委員 1 番 山口 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議 長：それでは、議事に入ります。
議案第 1 号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。

＜番号 1 について説明＞

議 長：それでは、番号 1 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長：それでは、番号 1 について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案
のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 1 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

以上で議案第 1 号を終わりにします。

議 長 : 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 次に議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。

＜番号 1 について説明＞

議 長 : それでは、番号 1 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

5 番委員 : 始末書に、事の経緯と時期等を明記して状況がわかるようにしてほしい。

事務局 : 今後始末書の案件があった時には経緯と時期を明記させるようにしたい。

議 長 : よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 1 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

以上で議案第 2 号を終了いたします。

議 長 : 続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。別紙のとおり相続で 3 件受理しております。

報告事項 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 項の規定による市街化区域の届出書の受理状況について報告いたします。別紙のとおり 5 件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、報告事項については終了とします。

議 長 : 続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 : 玉村町オリジナルラベルの焼酎が完成した。既に道の駅で一本 1,500 円で販売している。今回は焼酎の市場調査ということで豪州産小麦を使用している。

議 長 : 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長 : これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。